

## 通期決算短信様式・作成要領

### 連結財務諸表作成会社用決算短信様式

- ・ 決算短信の構成（開示事項）
- ・ サマリー情報 様式

### 連結財務諸表非作成会社用決算短信様式

- ・ 決算短信の構成（開示事項）
- ・ サマリー情報 様式

### 決算短信の開示・記載上の注意

#### 1．決算短信の開示事項

決算短信は、上場会社が決算発表を行う際に、一定程度の開示内容と比較可能性を確保するため、名証において、作成要領を定め、原則としてそれに基づく開示を要請しているものです。

決算短信は、「サマリー情報」（定型様式）及び「定性的情報・財務諸表等」より構成されます。なお、決算等の情報を迅速かつ適切に投資者に開示できるようにするため、開示事項によっては、重要性等に応じて開示を省略できることとしています。詳しくは、各項目の開示・記載上の注意をご覧ください。

また、この作成要領において定めている内容に加えて、投資者にとって有用と考えられる情報を記載することを妨げるものではありませんので、各社独自の工夫により、決算短信をより充実したものとしていただくことが望まれます。

#### 2．決算発表時期

決算情報は、投資判断上最も重要な会社情報の一つであり、決算期末後速やかに開示されることが必要です。具体的には、遅くとも期末後45日以内に開示されることが適当です。さらに言えば、期末後30日以内（期末が月末である場合は、翌月内）での開示がより望ましいものと考えられます。

上場会社各社におかれては、上記日程での開示に向けて、迅速な開示を行うための体制の整備が望まれます。ただし、各社における特別な事情等により、必ずしもこれらの日程で適切な内容を伴った開示ができない場合もあると考えられ、その場合においても、上記日程で開示しなければならないとするものではありません。上場会社におかれては、決算発表において期待される情報量、信頼性を欠くことのないようご注意ください。

なお、通期決算短信の開示が、期末後50日を超える場合は、決算短信の開示後遅滞なく、開示がその時期になった理由及び翌年度以降の開示時期の見込み・計画を決算発表後遅滞なく開示してください（\*）。

（\*）なお書きについては、平成21年2月期決算発表までは、「50日」を「55日」と読み替えてください。また、50日目（55日目）が休日である場合は、決算発表が翌営業日を超える場合に上記開示が必要となります。

### 3. 決算短信の開示方法（TDnetへの登録方法）

通期決算短信をTDnetに提出する際には、サマリー情報並びに財務諸表（\*1）について、XBRL形式のファイルで提出するとともに、サマリー情報のPDFファイル及び、決算短信の全文PDFファイルを提出してください。

なお、TDnetに登録する決算短信のサマリー情報のPDFファイルは、その記載内容について、同時に登録するXBRL形式によるサマリー情報の数値データと整合性を確保するため、TDnetの機能により作成されたPDFファイル（\*2）を使用してください（Microsoft word、excel等で作成したサマリー情報をPDF化したファイルは使用しないで下さい。）

また、決算短信の全文PDFファイルを作成する際も、サマリー情報については、TDnetの機能により作成されたPDFファイルを使用してください（TDnetの機能により作成されたサマリー情報のPDFファイルと、独自で作成したサマリー情報以外についてのPDFファイルを結合して作成してください。）

（\*1）財務諸表については、TDnetにおけるシステム的な手当が完了するまでの当面の間、XBRL形式による提出は要せず、PDF形式のみの提出となります（XBRL形式による提出が必要となる時期が決まり次第、連絡します。）

（\*2）TDnetの機能によるサマリー情報（PDFファイル）の詳しい作成方法については、TDnetへログイン後の「ご利用ガイド」画面をご参照ください。

---

以下、3、4、7、8、38ページ目を追加し、他のページにおいては網掛けで示している部分について修正を行っています。

## 連結財務諸表作成会社用決算短信様式

- 決算短信の構成（開示事項）

下線を付した開示事項は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

サマリー情報（定型様式）

1．連結業績

- （1）連結経営成績
- （2）連結財政状態
- （3）連結キャッシュ・フローの状況

2．配当の状況

3．連結業績予想

4．その他

- （1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）
- （2）連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
- （3）発行済株式数（普通株式）

（参考）個別業績の概要

1．個別業績

- （1）個別経営成績
- （2）個別財政状態

2．個別業績予想

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

定性的情報・財務諸表等

1．経営成績

- （1）経営成績に関する分析
- （2）財政状態に関する分析
- （3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当
- （4）事業等のリスク（ただし、セントレックス上場会社は必須）

2．企業集団の状況

3．経営方針

- （1）会社の経営の基本方針
- （2）目標とする経営指標
- （3）中長期的な会社の経営戦略
- （4）会社の対処すべき課題
- （5）その他、会社の経営上重要な事項

4．連結財務諸表

- （1）連結貸借対照表
- （2）連結損益計算書

- ( 3 ) 連結株主資本等変動計算書
  - ( 4 ) 連結キャッシュ・フロー計算書
  - ( 5 ) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
  - ( 6 ) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - ( 7 ) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
  - ( 8 ) 連結財務諸表に関する注記事項
    - a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項等
    - b セグメント情報
    - c リース取引
    - d 関連当事者との取引
    - e 税効果会計
    - f 金融商品
    - g 有価証券
    - h デリバティブ取引
    - i 退職給付
    - j スtock・オプション等
    - k 企業結合等
    - l 資産除去債務
    - m 賃貸等不動産
    - n 1株当たり情報
    - o 重要な後発事象
5. 個別財務諸表
- ( 1 ) 貸借対照表
  - ( 2 ) 損益計算書
  - ( 3 ) 株主資本等変動計算書
  - ( 4 ) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
  - ( 5 ) 重要な会計方針
  - ( 6 ) 重要な会計方針の変更
  - ( 7 ) 個別財務諸表に関する注記事項
    - a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書に関する注記事項等
    - b リース取引
    - c 有価証券
    - d 税効果会計
    - e 1株当たり情報
    - f 重要な後発事象
6. その他
- ( 1 ) 役員の変動
  - ( 2 ) その他

・ サマリー情報 様式

平成 21 年 3 月期 決算短信

平成 年 月 日

上場会社名

上場取引所

コード番号

URL <http://www.>

代 表 者 (役職名)

(氏名)

問合せ先責任者 (役職名)

(氏名)

TEL ( ) -

定時株主総会開催予定日 平成 年 月 日

配当支払開始予定日 平成 年 月 日

有価証券報告書提出予定日 平成 年 月 日

(百万円未満切捨て)

1. 21 年 3 月期の連結業績 (平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
21 年 3 月期					
20 年 3 月期					

(参考) 持分法投資損益 21 年 3 月期 百万円 20 年 3 月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

(参考) 自己資本 21 年 3 月期 百万円 20 年 3 月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					配当金総額 (年間)	配当性向 (連結)	純資産 配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
20 年 3 月期								
21 年 3 月期								
22 年 3 月期 (予想)								

3. 22 年 3 月期の連結業績予想 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期連結累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期連結累計期間 通 期					

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 有・無

(新規 社(社名 ) 除外 社(社名 ) )  
 (注)詳細は、 ページ「企業集団の状況」をご覧ください。

(2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

会計基準等の改正に伴う変更 有・無  
 以外の変更 有・無

(注)詳細は、 ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む) 21年3月期 株 20年3月期 株  
 期末自己株式数 21年3月期 株 20年3月期 株

(注) 1株当たり当期純利益(連結)の算定の基礎となる株式数については、 ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考)個別業績の概要

1. 21年3月期の個別業績(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(1)個別経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
21年3月期				
20年3月期				

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
21年3月期		
20年3月期		

(2)個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21年3月期				
20年3月期				

(参考) 自己資本 21年3月期 百万円 20年3月期 百万円

2. 22年3月期の個別業績予想(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期累計期間 通 期					

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(〔 〕内は、一定の場合に省略することができます。)

《作成上の留意点》

サマリー情報については、XBRLファイルの提出が必要となります。また、PDFファイルについては、TDnetの機能によりXBRLファイルを作成する際に表示されるHTMLファイルから作成してください(独自にWord等で作成しないでください)。

## 連結財務諸表非作成会社用決算短信様式

- 決算短信の構成（開示事項）

下線を付した開示事項は重要性等に応じて開示を省略できるものです。詳細は、開示・記載上の注意をご覧ください。

サマリー情報（定型様式）

1. 業績

- （1）経営成績
- （2）財政状態
- （3）キャッシュ・フローの状況

2. 配当の状況

3. 業績予想

4. その他

- （1）重要な会計方針の変更
- （2）発行済株式数（普通株式）  
業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績

- （1）経営成績に関する分析
- （2）財政状態に関する分析
- （3）利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当
- （4）事業等のリスク（ただし、セントレックス上場会社は必須）

2. 企業集団の状況

3. 経営方針

- （1）会社の経営の基本方針
- （2）目標とする経営指標
- （3）中長期的な会社の経営戦略
- （4）会社の対処すべき課題
- （5）その他、会社の経営上重要な事項

4. 財務諸表

- （1）貸借対照表
- （2）損益計算書
- （3）株主資本等変動計算書
- （4）キャッシュ・フロー計算書
- （5）継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- （6）重要な会計方針

(7) 重要な会計方針の変更

(8) 財務諸表に関する注記事項

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項等

b リース取引

c 金融商品

d 有価証券

e デリバティブ取引

f 持分法投資損益等

g 関連当事者との取引

h 税効果会計

i 退職給付

j スtock・オプション等

k 企業結合等

l 資産除去債務

m 賃貸等不動産

n 1株当たり情報

o 重要な後発事象

5. その他

(1) 役員の変動

(2) その他

・ サマリー情報 様式

平成 21 年 3 月期 決算短信(非連結)

平成 年 月 日

上場会社名

上場取引所

コード番号

URL <http://www.>

代 表 者 (役職名)

(氏名)

問合せ先責任者 (役職名)

(氏名)

TEL ( ) -

定時株主総会開催予定日 平成 年 月 日

配当支払開始予定日 平成 年 月 日

有価証券報告書提出予定日 平成 年 月 日

(百万円未満切捨て)

1. 21 年 3 月期の業績(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

(1)経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
21 年 3 月期					
20 年 3 月期					

(参考) 持分法投資損益 21 年 3 月期 百万円 20 年 3 月期 百万円

(2)財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

(参考) 自己資本 21 年 3 月期 百万円 20 年 3 月期 百万円

(3)キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
21 年 3 月期				
20 年 3 月期				

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					配当金総額 (年間)	配当性向	純資産 配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
20 年 3 月期								
21 年 3 月期								
22 年 3 月期 (予想)								

3. 22 年 3 月期の業績予想(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期累計期間は対前年同四半期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
第2四半期累計期間 通 期					

#### 4. その他

##### (1) 重要な会計方針の変更

会計基準等の改正に伴う変更  
以外の変更

有・無  
有・無

〔(注)詳細は、ページ「重要な会計方針の変更」をご覧ください。〕

##### (2) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)

21年3月期

株

20年3月期

株

期末自己株式数

21年3月期

株

20年3月期

株

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎となる株式数については、

ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

#### 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(〔 〕内は、一定の場合に省略することができます。)

#### 《作成上の留意点》

サマリー情報については、XBRLファイルの提出が必要となります。また、PDFファイルについては、TDnetの機能によりXBRLファイルを作成する際に表示されるHTMLファイルから作成してください(独自にWord等で作成しないでください)。

## 決算短信の開示・記載上の注意

### [ 凡例 ]

- 開示府令 . . . 企業内容等の開示に関する内閣府令  
 財務諸表等規則 . . . 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則  
 連結財務諸表規則 . . . 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

### [ 全般 ]

開示事項・内容	開示・記載上の注意
( 連結財務諸表非作成会社の取扱い )	この作成要領は、原則として、連結財務諸表作成会社を念頭において作成されているため、連結財務諸表非作成会社の場合は、当作成要領について、読み替えた上で利用してください。
( ページ番号 )	決算短信のページ番号は、「サマリー情報」( 定型様式 ) 及び「定性的情報・財務諸表等」の通し番号としてください。
( ヘッダーへの会社名等の記載等 )	<p>決算短信の各ページ( サマリー情報は除く。 ) 右上部分に、「会社名」、「4桁の銘柄コード( 従来、証券コードとして取り扱われていたもの )」、「平成 年 月期決算短信」を記載してください。</p> <p>[ 記載例 ]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">( 株 ) ( 1234 ) 平成 年 月期決算短信</p> </div> <p>なお、このほか、ヘッダー、フッター部分等に、自社のロゴマーク等を記載していただいても構いません。</p>
( 米国会計基準採用会社の取扱い )	米国会計基準を採用している場合は、「サマリー情報」の開示事項について各社で所要の修正を行ってください。また、作成要領中、開示事項及び開示・記載上の注意について、適宜読み替えてください。

サマリー情報(定型様式)

開示事項・内容	開示・記載上の注意
全般	
(単位、端数の処理)	<p>1株当たり数値を除き、金額は、百万円単位とし、原則として百万円未満切捨てとしてください。ただし、百万円未満四捨五入でも構いません。いずれの場合も「1. 年月期の連結業績」欄の上部右端にその旨を記載してください。</p> <p>端数処理の方法は、有価証券報告書と端数処理方法を合わせるための変更など合理的な理由がある場合を除き、原則として当期と前期を同一の方法としてください。</p>
(サマリー情報の様式)	<p>サマリー情報については、すべての情報が2ページ内に納まるように記載し、欄外に記載する項目が多い場合は、別途、サマリー情報(定型部分)の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて記載してください。なお、サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、T D n e t にサマリー情報を登録の際はご注意ください。</p> <p>また、様式上1ページ目(2ページ目)に記載することになっている項目について、2ページ目(1ページ目)に移動させることはできません。</p>
ヘッダー	
((財)財務会計基準機構会員マークの掲載)	<p>1ページ目の右上部分に、(財)財務会計基準機構の会員マークを掲載してください(T D n e t を通じてサマリー情報(P D F ファイル)を作成する場合、会員マークが自動的にP D F ファイルに表示されます。)</p> <p>また、2ページ目以降にも、(財)財務会計基準機構ホームページ(<a href="http://www.asb.or.jp/">http://www.asb.or.jp/</a>)からダウンロードした会員マークを掲載しても構いません。</p> <p>(財)財務会計基準機構に加入していない上場会社は会員マークを掲載できません。名証では、上場会社に対して、会計基準を利用し資本市場に参加する関係者の一員として、(財)財務会計基準機構への加入を要請しています。まだ加入していない上場会社におかれては、加入をご検討ください。</p>
表題等部分	
(有価証券報告書提出予定日)	<p>当期に係る有価証券報告書について、決算発表日現在における提出予定日を記載してください。</p> <p>なお、決算発表日後に提出日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。</p>

( 配当支払開始予定日 )	<p>期末配当の支払開始予定日を記載してください。</p> <p>期末配当の支払開始予定日が未定の場合は、「未定」としてごさい。</p> <p>期末配当を行わない場合は、「 - 」としてごさい。</p> <p>なお、決算発表日後に支払開始日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。</p>
1 . 年 月期の連結業績	
[ 全般 ]	
( 当期・前期の順序 )	<p>当期及び前期の情報について記載してください。</p> <p>また、当期を上段に、前期を下段に記載してください。</p>
( 対前期増減率 )	<p>次の算式で計算した数値を記載してください ( 小数第一位未満を原則として四捨五入 )。</p> $\left( \frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$ <p>当期・前期の一方若しくは両方がマイナスの場合又は対前期増減率が 1000% 以上となる場合は「 - 」と記載してください。</p>
( 1 ) 連結経営成績	
( 全般 )	
・ 別記事業会社等で所定指標がない場合の取扱い	<p>財務諸表等規則第 2 条に定める別記事業を営む株式会社である場合等で、「サマリー情報」の様式例に定める指標がないときは、当該指標に相当する指標について開示してください。</p>
( 売上高 )	<p>「売上高」、「営業収益」など、各社において売上高 ( 役務収益を含む。 ) を示す最も適切な指標について開示してください。</p>
( 1 株当たり当期純利益 )	<p>「一株当たり当期純利益に関する会計基準」( 企業会計基準第 2 号 ) 及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第 4 号 ) に従い算出してください ( 銭未満を原則として四捨五入 )。</p> <p>前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、株式分割等を行った旨を記載してください ( 遡及修正値等を記載する場合には、別途、「サマリー情報」の次ページ ( 3 ページ目を新設 ) に記載欄を設けて記載してください。 )</p>
( 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 )	<p>「一株当たり当期純利益に関する会計基準」( 企業会計基準第 2 号 ) 及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」</p>

	<p>(企業会計基準適用指針第4号)に従い算出してください(銭未満を原則として四捨五入)。</p> <p>潜在株式が存在しない場合、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合又は1株当たり当期純損失の場合は「-」を記載してください。</p> <p>前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、株式分割等を行った旨を記載してください(遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて記載してください。)</p>
(自己資本当期純利益率)	<p>次の算式で計算した数値を記載してください(小数第一位未満を原則として四捨五入)。</p> $\frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$ <p>* 自己資本・・・連結貸借対照表上の「純資産合計」 - 新株予約権 - 少数株主持分</p> <p>(分母がマイナスの場合は「-」を記載してください。)</p>
(総資産経常利益率)	<p>次の算式で計算した数値を記載してください(小数第一位未満を原則として四捨五入)。</p> $\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$ <p>* 総資産・・・連結貸借対照表上の「資産合計」</p>
(売上高営業利益率)	<p>次の算式で計算した数値を記載してください(小数第一位未満を原則として四捨五入)。</p> $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$
(持分法投資損益)	持分法投資損益がない場合は、「-」を記載してください。
(2) 連結財政状態	
(総資産)	当期末及び前期末における連結貸借対照表上の「資産合計」の金額を記載してください。
(純資産)	当期末及び前期末における連結貸借対照表上の「純資産合計」の金額を記載してください。

(自己資本比率)	<p>次の算式で計算した数値を記載してください(小数第一位未満を原則として四捨五入)。</p> $\frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$ <p>* 自己資本・・・連結貸借対照表上の「純資産合計」 - 新株予約権 - 少数株主持分</p>
(1株当たり純資産)	<p>「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に従い算出してください(銭未満を原則として四捨五入)。</p> <p>前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、株式分割等を行った旨を記載してください(遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて記載してください。)</p>
(自己資本)	<p>次の算式で計算した数値を記載してください。</p> <p>期末における連結貸借対照表上の「純資産合計」 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分</p>
2. 配当の状況	
(全般)	
<p>・原則と異なる取扱いとする場合</p>	<p>それまで配当予想金額を開示していたにも関わらず、配当予想金額を未定とすることとした場合等、原則と異なる取扱いとする場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。</p>
(各期の順序)	<p>前期、当期、次期の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当(配当財産が金銭である配当)の金額を記載してください。また、次期(予想)欄については、予想配当金額を記載してください。</p> <p>前期欄及び当期欄(株式分割等実施前)については、株式分割等を行った場合においても、前期又は当期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、株式分割等を行った旨を記載してください(遡及修正値等を記載する場合には、別途「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて記載してください。)</p>
(1株当たり配当金)	
<p>・配当基準日欄とそ</p>	<p>1株当たり配当金の額は、基準日ごと及び年間の個別配当金の金額</p>

<p>の順序</p>	<p>を記載してください。</p> <p>基準日は、日付順に左から並べてください。基準日の名称は、第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末、期末は、それぞれ当該名称、これら以外は月日としてください。</p> <p>また、各四半期末日又は期末日以外の日に配当を行った場合には、配当の状況に関する記載欄の欄外にその旨を記載するとともに、別途「サマリー情報」の次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。</p> <p>第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日欄については、前期と当期のいずれにおいても配当基準日とはしない場合においても削除することはできません。また、年間欄についても削除することはできません。</p>
<p>・配当を行わない基準日の記載方法</p>	<p>第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末の4つの基準日のそれぞれにつき、定款に基準日の定めがあるにもかかわらず配当を行わない場合（次期（予想）欄にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「0円00銭」を記入してください。また、定款において基準日の定めがないため配当を行わない場合には、「-」を記入してください。</p> <p>なお、配当予想額をやむを得ず未定とする場合は、「-」を記入し、欄外に配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。</p>
<p>・配当予想金額の記載方法</p>	<p>次期の予想金額として特定の金額を記載するようにしてください。ただし、やむを得ず、特定の予想金額の記載が困難である場合は、「5～6円」のように、レンジ形式で予想を記載することも認められます。</p>
<p>（配当金総額）</p>	<p>前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（個別）の総額をそれぞれ記載してください。</p>
<p>（配当性向（連結））</p>	<p>次の算式で計算した数値を記載してください（小数第一位未満を原則として四捨五入）。</p> $\frac{\text{普通株式に係る1株当たり個別配当金（年間）}}{\text{1株当たり連結当期純利益}} \times 100$ <p>（分母がマイナスの場合は「-」を記載してください。）</p> <p>次期については、分母・分子とも予想額により計算してください。</p>

<p>(純資産配当率(連結))</p>	<p>次の算式で計算した数値を記載してください(小数第一位未満を原則として四捨五入)。</p> $\frac{\text{普通株式に係る1株当たり個別配当金(年間)}}{(\text{期首1株当たり連結純資産} + \text{期末1株当たり連結純資産}) \div 2} \times 100$ <p>(分母がマイナスの場合は「-」を記載してください。)</p>
<p>(特別な場合における記載方法)</p>	
<p>・記念配当、特別配当がある場合の記載方法</p>	<p>当期の期末日を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、欄外に記念配当又は特別配当の内訳を記載してください。</p> <p>[記載例]</p> <p>当期の期末日を基準とする「配当金」に記念配当及び特別配当が含まれている場合</p> <p>(注) 配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭</p>
<p>・配当原資に資本剰余金が含まれる場合の記載方法</p>	<p>当期に属するいずれかの日を基準日とする配当に係る配当原資に資本剰余金が含まれる場合は、「サマリー情報」の「2. 配当の状況」の欄外に、その旨及び内訳の参照ページを注記し、「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて、その内訳(1株当たり配当金、資本剰余金を配当原資とする配当金総額)及び純資産減少割合(所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)を記載してください。</p> <p>[記載例]</p> <p>期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合</p> <p>「2. 配当の状況」欄外</p> <p>(注) 年 月期の配当原資には、資本剰余金が含まれています。詳細は、3ページ「資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳」をご覧ください。</p> <p>3ページ目</p> <p>資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳</p> <p>年 月期の配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりです。</p>

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基準日</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">年間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1株当たり配当金</td> <td style="text-align: center;">円 銭</td> <td style="text-align: center;">円 銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配当金総額</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(注)純資産減少割合 0.000</p>	基準日	期末	年間	1株当たり配当金	円 銭	円 銭	配当金総額	百万円	百万円																																
基準日	期末	年間																																								
1株当たり配当金	円 銭	円 銭																																								
配当金総額	百万円	百万円																																								
<p>・普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合の記載方法</p>	<p>普通株式（上場株式）と権利関係の異なる種類株式を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金と区分して、「サマリー情報」の次ページ（3ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。この場合、1ページ目の「2.配当の状況」の欄外に、当該「配当の状況」は普通株式に係るものである旨及び種類株式に係る配当の参照ページを注記してください。</p> <p>なお、前期、当期及び次期のいずれにおいても配当を行わない（次期にあっては、配当を行わない予想である）種類株式については、記載は不要です。</p> <p>[記載例]</p> <p>第2四半期末日及び期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合</p> <p style="margin-left: 40px;">「2.配当の状況」欄外</p> <p style="margin-left: 40px;">(注)上記「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当社が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式（非上場）の配当の状況については、3ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。</p> <p style="margin-left: 40px;">3ページ目</p> <p style="margin-left: 40px;">種類株式の配当の状況</p> <p style="margin-left: 80px;">普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳及び配当金総額は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">(基準日)</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">1株当たり配当金</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1四半期末</th> <th style="text-align: center;">第2四半期末</th> <th style="text-align: center;">第3四半期末</th> <th style="text-align: center;">期末</th> <th style="text-align: center;">年間</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">円 銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A種株式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×年×月期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月期(予想)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(基準日)	1株当たり配当金					第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	A種株式						×年×月期						年 月期						年 月期(予想)					
(基準日)	1株当たり配当金																																									
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間																																					
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭																																					
A種株式																																										
×年×月期																																										
年 月期																																										
年 月期(予想)																																										
<p>・現物配当がある場合の記載方法</p>	<p>前期、当期、次期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の配当）を行った場合（次期にあっては、行</p>																																									

	<p>う予想である場合)には、「2. 配当の状況」の欄外に、現物配当がある旨及び参照ページを記載するとともに、「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に記載欄を設けて、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日(予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額)を記載してください。</p> <p>株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載してください。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載してください。</p> <p>現物配当(現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。)は、1株当たり配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率の算定上、配当には含めず算定してください。</p>
3. 年月期の連結業績予想	
(全般)	
・原則と異なる取扱いとする場合	業績予想は、通期及び第2四半期連結累計期間について、特定の数値により開示することが原則であり、これと異なる取扱いとする必要がある場合には、必ず事前に取引所の担当者までご相談いただきますようお願いいたします。
・予想指標	<p>売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益の予想を開示してください。ただし、「1. 年月期の連結業績(1)連結経営成績」においてこれらの指標に代わる指標を開示している場合には、当該指標に係る予想を開示してください。</p> <p>なお、開示する指標は上記指標に限定されるものではなく、各社の実態に応じて適切な指標を追加することを妨げるものではありません(連結業績予想欄に入力しきれない場合は、「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に欄を設けて記載してください。)</p>
・予想期間	<p>業績予想の期間は、通期及び第2四半期連結累計期間としてください。</p> <p>ただし、第2四半期連結累計期間の業績予想については、業績管理を年次でのみ行っている等の理由により予想値がない場合には、記載を省略することができます(この場合は第2四半期連結累計期間の業績予想欄には「-」を記載してください。)</p> <p>また、この場合に</p>

	<p>おいては、連結業績予想に関する記載欄の欄外に第2四半期連結累計期間の予想を行っていない旨を記載するとともに、「経営成績」の「次期の見通し」にその理由を記載してください。</p> <p>通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合、<b>例えば</b>翌四半期の予想数値の開示<b>が</b>可能であるのであれば、通期の業績予想に代えて、翌四半期の予想数値の開示とすることができます。この場合、欄を削除し（「平成 年 月期の連結業績予想」の表題は削除しない。）表題の下に通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う旨を記載し、「サマリー情報」の次ページ（3ページ目を新設）に欄を設けて翌四半期の業績予想を記載してください。その上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う理由を記載してください。また、翌四半期の業績予想の開示を行う場合は、四半期ごとに業績予想の開示を行ってください。</p> <p>なお、通期及び第2四半期連結累計期間の業績予想の開示に加えて、翌四半期の業績予想の開示を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>・ 予想数値に関する取扱い</p>	<p>開示する業績予想値は、特定の数値により開示してください（業績予想の前提等の変動リスク等により業績が大きく変動する可能性がある場合は、まず、予想の前提等の内容及びそれらの変動可能性の記載の充実をご検討ください。）</p> <p>ただし、事業環境の動向等による業績の変動幅が大きく、特定の数値による予想が困難な場合（特定の数値による予想を開示することで投資者にかえって誤解を与えるおそれがある場合）には、レンジ形式による開示も認められます。</p> <p>この場合、投資者の合理的な投資判断を促す上で有益な情報となるよう、変動幅が適切なものになる（過度に大きくなる）よう留意するとともに、連結業績予想に関する記載欄の欄外に、特定の数値による予想が困難であるためレンジ形式での開示を行っている旨を記載してください。その上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、その理由及び変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。</p>
<p>・ やむを得ず業績予想の開示ができない場合の開示方法等</p>	<p>業績予想の開示は、業績の見通しに関して最も詳細かつ正確な情報を有すると考えられる上場会社自身によりその見通しが示される将来情報として、非常に重要な投資情報と考えられ、名証では、上場会社に対して決算短信等において開示を行うよう要請しています。</p>

	<p>ただし、市況変動、事業環境の動向等による業績への影響が極めて大きく、特定の数値による通期予想の開示はもとより、レンジ形式による予想の開示、翌四半期の予想によってもなお適切な予想の開示が困難である場合には、開示を省略することもやむを得ません。この場合、欄を削除し(「3. 年月期の連結業績予想」の表題は削除しない。)表題の下に業績予想の開示ができない旨を記載した上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末又は四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。</p>
(売上高、営業利益、経常利益、当期純利益)	
・対前期(対前年同四半期)増減率	<p>次の算式で計算した増減率を記載してください。</p> $\left( \frac{\text{次期(次第2四半期連結累計期間)の予想値}}{\text{当期(当第2四半期連結累計期間)の実績値}} - 1 \right) \times 100$ <p>(小数第一位未満を原則として四捨五入)</p> <p>分子又は分母の一方若しくは両方がマイナスの場合又は増減率が100%以上となる場合は「-」と記載してください。</p>
(1株当たり当期純利益)	<p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に準じて算出してください(銭未満を原則として四捨五入)。</p> <p>分母の期中平均株式数を算定するにあたり、株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている場合には、可能な範囲で当該増加・減少を反映させて算定を行ってください。また、当該増加・減少を反映した期中平均株式数を基に1株当たり(予想)当期純利益を算出した場合には、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に記載してください。</p> <p>なお、自己株式の取得や株式分割等により、「1株当たり(予想)当期純利益」算出のための分母となる期中平均株式数が変更となり、分子となる(予想)当期純利益が変わらないにもかかわらず「1株当たり(予想)当期純利益」が変更となる場合がありますが、当該変更については、「業績予想の修正等」として別途開示する必要はありません。</p>

4. その他	
(1) 期中における重要な子会社の異動 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)	<p>当期における連結範囲の変更を伴う特定子会社(開示府令第19条第7項に規定する特定子会社)の異動の有無を記載してください。</p> <p>異動がある場合は「有」を選択し、新規に連結範囲の対象となった特定子会社の社数・社名及び連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数・社名を記載してください。</p> <p>その上で、「詳細は、 ページ『企業集団の状況』をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。</p> <p>異動がない場合は、社数・社名、参照ページの記載は不要です。</p>
(2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更	<p>当期における「連結の範囲・持分法適用の範囲」以外の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(連結財務諸表規則第14条第2号から第4号までに掲げるものとして「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されるもの)について、「会計基準等の改正(会計基準及び法令の改正等)に伴う変更」の有無及び「それ以外の変更」の有無を記載してください(なお、「表示方法の変更」に記載される事項のように、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されないものは、含まれません。)</p> <p>該当がある場合は「有」を選択し、「詳細は、 ページ『連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更』をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。</p> <p>いずれも該当がない場合は、参照ページの記載は不要です。</p> <p>早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、当該年度において、「<u>          </u>以外の変更」について「有」を選択した上で、参照するページ(「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」など)を記載してください。</p>
(3) 発行済株式数 (普通株式)	<p>当期及び前期の普通株式に係る期末発行済株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください(1株単位)。また、「1株当たり当期純利益(連結)の算定上の基礎となる株式数については、 ページ『1株当たり情報』をご覧ください。」と注記し、参照するページを記載してください。</p> <p>なお、記載は1株単位で行ってください。</p>
(参考) 個別業績の概要	
1. 年 月期の個別業績	

(全般)	<p>「1. 年月期の連結業績」の開示・記載上の注意に準じて記載してください。</p> <p>なお、「自己資本」(「自己資本比率」の計算において分子となる自己資本を含む。)は、次の算式で計算した数値により算出してください。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表上の「純資産合計」 - 新株予約権</p>
2. 年月期の個別業績予想	
(全般)	<p>「3. 年月期の連結業績予想」の開示・記載上の注意に準じて記載してください。</p>
(記載の省略)	<p>個別業績予想は、上場会社において、自社についての個別情報の重要性を踏まえ、投資情報としての重要性が大きくないと判断できる場合、記載を省略することができます。</p> <p>この場合、個別業績予想欄は削除してください。</p>
業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	
(業績予想の適切な利用に関する説明)	<p>投資者が将来の予測情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来情報の利用に関する注意文言を投資者が分かりやすいように記載してください。</p> <p>また、業績予想の背景、前提条件等の説明について、「1. 経営成績(1) 経営成績の分析」を参照する旨と参照ページを記載してください。</p> <p>[記載例]</p> <p style="padding-left: 2em;">リスク要因に言及する場合</p> <p>(将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p style="padding-left: 2em;">本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・</p> <p>(2)・・・</p> <p style="text-align: center;">・・・</p> <p style="padding-left: 2em;">業績予想の前提となる仮定等については、 ページ「1. 経営成績(1) 経営</p>

	<p>成績の分析」をご覧ください。</p> <p>リスク要因等の説明を定性的情報部分に委ねる場合 (将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p>本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる仮定及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、 ページ「1 . 経営成績（1）経営成績の分析」をご覧ください。</p>
<p>(その他特記事項)</p>	<p>投資者が決算短信の情報を適切に理解する上で特に記載が必要な事項があれば記載してください。</p>

定性的情報・財務諸表等

1. 経営成績

開示事項・内容	開示・記載上の注意
全般	
(1) 経営成績に関する分析	
(当期の経営成績)	<p>生産、販売、損益など、当期における業績全般及びセグメント・事業分野別の動向に関する分析を記載してください。</p> <p>当期における主な勘定科目等の増減の状況だけでなく、当期の業績に重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与えたと上場会社自身が判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及び影響の程度について記載するようにしてください。</p>
(次期の見通し)	<p>生産、販売、損益など、次期における業績全般及びセグメント・事業分野別の見通しに関する分析を記載してください。</p> <p>業績に大きな影響を与える可能性のある経営上の施策その他の要因・事象がある場合には、その内容を記載してください。</p> <p>業績予想の開示については、その投資判断情報としての重要性に鑑み、予想値の合理的な算出や背景についての具体的な説明等の対応をお願いしているところであり、「次期の見通し」の記載についても、かかる趣旨を十分に踏まえた対応をお願いします。</p> <p>また、業績予想値の算出の前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動により業績予想値が大きく変動する可能性がある場合には、当該前提条件を開示してください。さらに、当該前提条件の変動による業績への影響についても開示することが望まれます。</p> <p>レンジ形式により業績予想の開示を行っている場合においては、レンジ形式の開示を行っている理由及び変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。</p> <p>業績予想の開示ができない場合は、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みについて記載してください。</p>
(中期経営計画等の進捗状況)	<p>既に開示又は実施している中期経営計画等がある場合にはその概要や進捗状況、あるいは直近に終了した中期経営計画等の達成状況及びこれらに対する評価を記載することが望まれます。</p>

	<p>特に、債務免除等の金融支援を受けている場合又は継続企業の前提に関する注記事項において会社としての改善計画を公表している場合は、開示されている再建計画の進捗状況（計画の進捗が順調である場合にはその旨、計画とのかい離が生じている場合にはその要因及びその後の再建計画に及ぼす影響等を含む。）を具体的に記載してください。</p> <p>なお、これらの記載は、「1．経営成績」内、又は、「3．経営方針」の「(3) 中長期的な会社の経営戦略」のいずれの箇所に記載しても構いません。</p>
(目標とする経営指標の達成状況)	<p>既に開示している目標とする経営指標（例えば、目標ROE、ROAなど）がある場合、その達成状況及びそれに対する評価等を記載することが望まれます。</p> <p>なお、この記載は、「1．経営成績」内、又は、「3．経営方針」の「(2) 目標とする経営指標」のいずれの箇所に記載しても構いません。</p>
(2) 財政状態に関する分析	
(資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析)	<p>当期における資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析（増減の状況及びその主な要因）及び次期の見通しを記載してください。</p>
(キャッシュ・フロー関連指標の推移)	<p>「自己資本比率」、「時価ベースの自己資本比率（株式時価総額／総資産）」、「キャッシュ・フロー対有利子負債比率（有利子負債／キャッシュ・フロー）」、「インタレスト・カバレッジ・レシオ（キャッシュ・フロー／利払い）」について、同一の算定基準に基づく2～5年程度のトレンドを表形式で記載することが望まれます。</p> <p>この場合、表の欄外に、計算式及び算出に利用した数字のベースについて注記してください。</p>

	<p>[ 記載例 ]</p> <p>( 参考 ) キャッシュ・フロー関連指標の推移</p> <table border="1" data-bbox="576 392 1326 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 年 月期</th> <th>平成 年 月期</th> <th>平成 年 月期</th> <th>平成 ×年 ×月期</th> <th>平成 年 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本比率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時価ベースの自 己資本比率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャッシュ・フ ロー対有利子負 債比率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インタレスト・ カバレッジ・レ シオ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>自己資本比率：自己資本 / 総資産  時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産  キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー  インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い</p> <p>( 注 1 ) いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。  ( 注 2 ) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算して  います。  ( 注 3 ) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用していま  す。  ( 注 4 ) 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支  払っている全ての負債を対象としています。</p> <p>算出のベースとする財務指標、株式数等については、上記記載例の注記に記載  されているものに限定されるものではありません。キャッシュ・フロー関連指  標の趣旨等については、経済産業省「早期事業再生研究会報告書」(平成15年  2月)(本文及び資料8)をご覧ください。</p>		平成 年 月期	平成 年 月期	平成 年 月期	平成 ×年 ×月期	平成 年 月期	自己資本比率						時価ベースの自 己資本比率						キャッシュ・フ ロー対有利子負 債比率						インタレスト・ カバレッジ・レ シオ					
	平成 年 月期	平成 年 月期	平成 年 月期	平成 ×年 ×月期	平成 年 月期																										
自己資本比率																															
時価ベースの自 己資本比率																															
キャッシュ・フ ロー対有利子負 債比率																															
インタレスト・ カバレッジ・レ シオ																															
<p>( 3 ) 利益配分に関す  る基本方針及び当  期・次期の配当</p>	<p>剰余金の配当、内部留保、自己株取得・消却など利益配分に関する  基本的な考え方について記載してください。  また、当期及び次期の剰余金の配当(予想)、当期の配当決定に当  たつての考え方について、記載してください。</p>																														

	<p>&lt;記載上の留意点&gt;</p> <p>剰余金の配当等に関する基本的な考え方及び当期の配当決定に当たっての考え方では、配当金額のみの開示にとどまらず、例えば、経営成績と関連付けた説明を行う、目標配当性向を開示するなど、投資者にとって分かりやすいものとなるよう留意してください。なお、剰余金の配当等に関する基本的な考え方の説明は、原則として、連結をベースとした説明（連結利益を分母とした配当性向など）がなされることが望まれます。</p> <p>また、内部留保に関する基本的な考え方では、内部留保資金の用途についても説明がなされることが望まれます。</p>
(4) 事業等のリスク	
(開示の要否)	<p>決算短信の迅速な開示の観点から、事業等のリスクの記載は、上場会社の任意とします。ただし、最近の有価証券報告書（有価証券届出書を含む。）における記載から投資者に速やかに伝達すべき新たなリスクが顕在化している場合は、開示してください。</p> <p>また、セントレックス上場会社は、省略せず、開示してください。</p>
(開示内容)	<p>経営成績及び財政状態の記載の前提として、会社によって制御が困難な経済的な環境変化等のリスクや、経営成績又は財政状態の異常な変動、特定取引先への依存、特有の法規制などの特別な事情について会社が認識している場合には、その内容及びリスクの程度について記載してください。</p>

## 2. 企業集団の状況

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(開示内容)	<p>有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載してください。</p> <p>前期から重要な変更がある場合には、当該変更内容を説明してください。</p>
(開示の省略)	<p>最近の有価証券報告書（有価証券届出書を含む。）における記載から、連結範囲の変更を伴う特定子会社（開示府令第19条第7項に規定する特定子会社）の異動、事業の種類別セグメント区分の変更、事業系統図の大幅な変更などの重要な変更がない場合には、「企業集団の状況」（全部又は一部）の開示を省略することができます。</p> <p>この場合、重要な変更がないため開示を省略している旨を記載してください。</p> <p>[記載例]</p> <p>すべて省略する場合          企業集団の状況          最近の有価証券報告書（平成 年 月 日提出）における「事業系統図（事業の内容）」及び「関係会社の状況」から重要な変更がないため開示を省略します。</p> <p>「関係会社の状況」の開示を省略する場合          企業集団の状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>事業系統図の記載</b> </div> <p>なお、最近の有価証券報告書（平成 年 月 日提出）における「関係会社の状況」から重要な変更がないため、「関係会社の状況」の開示を省略します。</p>

### 3. 経営方針

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(全般)	<p>経営方針における各項目は、相互に関連する内容を含むものであるため、投資者が上場会社の経営方針をより適切に理解するために必要であれば、上場会社において適宜項目の統合等を行っていただいで構いません。</p>
(開示の省略)	<p>「(1) 会社の経営の基本方針」から「(4) 会社の対処すべき課題」までの各項目について、その開示がなされている最近の決算短信(追加決算発表資料(経営方針)を含む。)から重要な変更がない場合は、開示を省略することができます。この場合、重要な変更がないため開示を省略する旨、参照すべき最近の決算短信(追加決算発表資料(経営方針)を含む。)の開示年月日・資料名、名証その他の掲載先のウェブサイトのURLを記載してください。</p> <p>名証では、ホームページに各上場会社の過去5年分の決算短信(直近の四半期決算短信、決算短信追加資料を含む。)を掲載します。少なくとも当該ウェブサイトのURLを記載してください。</p> <p>なお、「(1) 会社の経営の基本方針」から「(4) 会社の対処すべき課題」までの各項目について、決算短信では重要な変更がないため開示を省略した場合で、重要でない変更があるときは、変更内容を反映した経営方針(全項目又は該当項目)について、事後に「決算発表資料の追加(経営方針)」として開示することも可能です。</p> <p>[記載例]</p> <p>決算短信を参照する場合</p> <p>(1) 会社の経営の基本方針</p> <p>平成 年 月期決算短信(平成 年 月 日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。</p> <p>当該決算短信は、次のURLからご覧いただくことができます。</p> <p>(当社ホームページ)</p> <p><a href="http://www.....">http://www.....</a></p> <p>(名古屋証券取引所ホームページ(上場会社情報検索ページ))</p> <p><a href="http://www.nse.or.jp/j/meigara/j_tansin.html">http://www.nse.or.jp/j/meigara/j_tansin.html</a></p> <p>追加決算発表資料を参照する場合</p> <p>(2) 目標とする経営指標、(3) 中長期的な会社の経営戦略</p> <p>平成 年 月 日に開示した「決算発表資料の追加(経営方針)」により開</p>

	<p>示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略します。</p> <p>当該開示資料は、次のURLからご覧いただくことができます。</p> <p>(当社ホームページ)</p> <p><a href="http://www.....">http://www.....</a></p> <p>(名古屋証券取引所ホームページ(上場会社情報検索ページ))</p> <p><a href="http://www.nse.or.jp/j/meigara/j-tansin.html">http://www.nse.or.jp/j/meigara/j-tansin.html</a></p>
( 継続して、開示を省略した場合の「開示の省略」に関する取扱い)	<p>上記(記載の省略)にかかわらず、4期連続して決算短信において開示を省略している項目については、重要な変更がない場合でも通期決算短信での開示が必要となります(その間に「決算発表資料の追加(経営方針)」として開示されている場合を除きます。)</p>
( 1 ) 会社の経営の基本方針	<p>会社経営において重視している項目(株主、投資者の経営上の位置付けも含む。)など会社経営の基本方針について記載してください。</p> <p>&lt;記載上の留意点&gt;      抽象的な「企業のポリシー」等を記載する場合、そのみでなく、その方針の背景や、その方針に基づくことによって長期的に会社にどのような利益が生ずる見通しであるかなどを含めて、平易かつ具体的な記載が望まれます。</p>
( 2 ) 目標とする経営指標	<p>会社が、目標として選択している経営指標(例えば、目標ROE、ROAなど)の内容、具体的な目標数値の水準、最近の実績値、当該指標を目標として採用した理由、目標の達成に向けた具体的な取組みなどについて記載してください。</p> <p>なお、何らかの事情により目標とする経営指標等を有していない場合には、その旨とその理由等について記載してください。</p> <p>&lt;記載上の留意点&gt;      会社が目標として掲げる経営指標等については、それぞれの経営実態によって異なると考えられますので、採用の理由に係る記載や目標達成に向けた具体的な取組み等の記載が特に求められます。また、会社が独自の経営指標を導入している場合には、その算出方法等についても説明してください。</p>
( 3 ) 中長期的な会社の経営戦略	<p>会社が中長期的に検討している経営上の戦略(設備投資計画、合理化計画、重点的な研究開発及び投資分野、合併や買収等の企業結合なども含む。)の内容及びその背景等について記載してください。</p>
( 4 ) 会社の対処すべき課題	<p>会社が認識している事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容及び対処方法等を記載してください。</p>
( 5 ) その他、会社の経営上重要な事項	<p>特に、役員との間で重要な資金、取引等の関係がある場合には、当該関係に係る基本的な考え方を記載してください。該当する内容がない場合は、表題を含めて記載は不要です。</p>

#### 4. 連結財務諸表

開示事項・内容	開示・記載上の注意						
(1) 連結貸借対照表 (2) 連結損益計算書 (3) 連結株主資本等 変動計算書 (4) 連結キャッ シュ・フロー計算 書	連結財務諸表規則に基づいて記載してください。 なお、開示様式については、連結財務諸表規則の様式に従い、記載 してください(増減は不要です。)。						
(5) 継続企業の前提 に重要な疑義を抱 かせる事象又は状 況	該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。 また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。						
(6) 連結財務諸表作 成のための基本と なる重要な事項							
(全般)	連結財務諸表規則に基づいて記載してください。 (前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構 いません。)						
(開示の省略)	最近の有価証券報告書における記載から重要な変更がある場合 (＊)は、変更となる部分について開示してください。 そのほかの部分は、開示を省略することができます。 ＊連結財務諸表に「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変 更」の記載が必要となる場合は、これに該当するものとします。  [記載例] すべて省略する場合 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 最近の有価証券報告書(平成 年 月 日提出)における記載から重要な 変更がないため開示を省略します。  一部を省略する場合 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 <table border="1" data-bbox="592 1823 1350 1968"> <thead> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (自・・・ 至・・・)</th> <th>当連結会計年度 (自・・・ 至・・・)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.</td> <td>・・・</td> <td>・・・</td> </tr> </tbody> </table>		前連結会計年度 (自・・・ 至・・・)	当連結会計年度 (自・・・ 至・・・)	1.	・・・	・・・
	前連結会計年度 (自・・・ 至・・・)	当連結会計年度 (自・・・ 至・・・)					
1.	・・・	・・・					

	<p>なお、上記 以外は、最近の有価証券報告書（平成 年 月 日提出）における記載から重要な変更がないため開示を省略します。</p>
<p>（ 7 ）連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更</p>	<p>連結財務諸表規則に基づいて記載してください。（前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。） 該当するものがない場合は、項目を省略してください。（表題の記載も不要です。）</p>
<p>（ 8 ）連結財務諸表に関する注記事項</p>	
<p>（脚注形式又は別紙形式による開示）</p>	<p>連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項その他の連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項（決算発表時における開示の必要性が大きいと判断できるもの及び次項に掲げる別紙形式による注記事項を除く。）を記載してください（脚注形式でも別紙形式でも可）。</p>
<p>（別紙形式による開示）</p>	<p>開示する注記事項については、連結財務諸表作成会社は「連結財務諸表作成会社用決算短信様式・決算短信の構成（開示事項）」を、連結財務諸表非作成会社は「連結財務諸表非作成会社用決算短信様式・決算短信の構成（開示事項）」をご覧ください。 （前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。）</p>
<p>（開示の省略）</p>	<p>別紙形式による開示のうち、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、金融商品、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等、資産除去債務に関する注記事項については、上場会社において、決算発表時における開示の必要性が大きいと判断できる場合は、開示を省略することができます。 この場合、決算発表時における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略している旨を記載してください。</p> <p>決算発表時における開示の必要性については、例えば、経験上当該注記事項に対する投資者等の注目が高いと考えられるか、当該注記事項について前決算期から大きな状況変化があったかなどを基礎として、決算内容の適切な説明のために決算短信において財務諸表本表等とあわせて開示することが必要と考えられるかとの視点から、各上場会社において検討してください。</p>

	<p>[ 記載例 ]</p> <p>( 開示の省略 )</p> <p>リース取引、デリバティブ取引、ストック・オプション等、資産除去債務に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略します。</p> <p>&lt;記載上の留意点&gt;</p> <p>強制適用前の注記事項について、法定開示において早期適用しない場合には、決算短信に開示を省略する旨を記載する必要はありません。</p>
--	--

## 5. 個別財務諸表

(連結財務諸表作成会社のみ。連結財務諸表非作成会社は、「4. 連結財務諸表」を読み替えて個別財務諸表を作成してください。)

開示事項・内容	開示・記載上の注意
(1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 株主資本等変動計算書	財務諸表等規則に基づいて記載してください。 なお、開示様式については、財務諸表等規則の様式に従い、記載してください(増減は不要です。)
(4) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。 また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。
(5) 重要な会計方針 (6) 重要な会計方針の変更	
(全般)	財務諸表等規則に基づいて記載してください。 (前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。)
(開示の要否)	上場会社において、決算発表時における開示の必要性が大きいと判断される場合は、開示してください。 それ以外の場合は、開示を省略することができます。この場合、開示を省略する旨の記載は不要です。
(7) 個別財務諸表に関する注記事項	
(脚注形式又は別紙形式による開示)	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書に関する注記事項その他の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項(次項に掲げる別紙形式による注記事項を除く。)を記載してください(脚注形式でも別紙形式でも可)。
(別紙形式による開示)	開示する注記事項については、「連結財務諸表作成会社用決算短信様式・決算短信の構成(開示事項)」をご覧ください。 (前期・当期の比較形式の記載、当期分のみ記載のいずれでも構いません。)
(開示の要否)	個別財務諸表に関する注記事項については、上場会社において、決算発表時における開示の必要性が大きいと判断される場合は、開示してください。 それ以外の場合は、開示を省略することができます。この場合、開示を省略する旨の記載は不要です。

6. その他

開示事項・内容	開示・記載上の注意
<p>(1) 役員の異動</p> <p>(記載内容)</p>	<p>代表者及びその他役員、並びに、新任、昇任（降任）及び退任に区分し、役員の異動（就退任日を含む。）について記載してください。</p> <p>新任取締役候補、新任執行役候補又は新任監査役候補            予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名            昇任（降任）取締役候補、昇任（降任）執行役候補又は昇任（降任）監査役候補            予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名            退任予定取締役、退任予定執行役又は退任予定監査役            現在の役職名（退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等）・氏名</p> <p>役職名については、「部長」、「工場長」等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も記載してください。</p> <p>社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役）については、その旨を記載してください。</p> <p>監査役については、常勤、非常勤の別を記載してください。社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役）については、その旨を記載してください。</p>
<p>(記載の省略（開示時期）)</p>	<p>「役員の異動」は、必ずしも決算発表時に必要な情報ではないため、決算短信と切り離して、開示内容が定まった時点で開示することでも構いません。</p> <p>なお、この場合においても、表題は削除せず、開示内容が定まった時点で開示する旨を記載してください。</p> <p>決算短信において代表取締役の異動（代表権の異動を伴わない社長の交代を含む。）がはじめて開示される場合は、同日中に当該代表取締役の異動について別途開示してください。</p> <p>「役員の異動」において記載を省略した場合において、その後に定まった開示内容が代表取締役の異動（代表権の異動を伴わない社長の交代を含む。）に該当しない場合でも、「決算発表資料の追加」として開示する必要があります。</p>
<p>(代表取締役等の異動がある場合の取扱い)</p>	<p>適時開示規則上開示が求められる代表取締役の異動（代表執行役の異動）が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」として適時開示してください。</p>

<p>( 2 ) その他 ( 有用な情報の開示 )</p>	<p>決算説明会資料を作成している場合には、決算短信に添付する、又は、別途開示することが望まれます。</p> <p>また、例えば、「生産、受注及び販売の状況」、「設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値」、「主要な連結子会社の業績の概況」など、業種や事業内容、組織形態等により有用と考えられる情報について、上場会社各社において、その実状に応じて積極的に開示することが望まれます。</p>
-------------------------------	---

## (参考) 米国会計基準に基づく連結財務諸表を併せて作成している会社の取扱い

米国その他の海外市場において株式又は預託証券等の公開若しくは公募等を行ったことに伴い、米国会計基準（SEC基準）に基づく連結財務諸表を作成・開示している上場会社（連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける上場会社（米国会計基準に基づく連結財務諸表のみを作成している会社）を除く。）は、連結財務諸表規則（国内基準）に基づく決算短信の開示に加え、SEC基準に基づく連結財務諸表を決算短信に添付するか、若しくは別途「決算短信（米国会計基準）」を作成する形式により、日本国内においても当該内容を開示するようお願いします。

実際の開示にあたっては以下の点にご注意ください。

米国会計基準を採用して作成された決算発表資料については、財務諸表及び主要な注記事項の記載を必須とします。また、少なくとも、サマリー情報に相当する部分については邦訳した資料を開示してください

（参考資料として英文資料を原文のまま添付して発表することを妨げません。）

米国会計基準採用の決算発表日が遅れる場合は、通常の決算発表とは別に「決算発表資料の追加」として開示してください。

なお、米国会計基準（SEC基準）に基づく連結財務諸表以外に、国内基準に基づく連結財務諸表を作成している場合は、国内基準に基づく連結財務諸表を開示資料に添付していただくようお願いします（作成時期が異なる場合には、作成次第「決算発表資料の追加」として開示していただくようお願いします。）